

広島県告示第九百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五十二条の規定によって、家きん飼養者に対し、次のとおり家きんの死亡羽数を報告することを命ずる。

令和四年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施の目的

本県における高病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施対象

令和四年広島県告示第九百十八号で定めた移動及び移出入を禁止する区域内で百羽以上の家きん飼養者

三 実施期間

令和四年十二月十六日から制限が解除となる日まで

四 実施方法

前記二の家きん飼養者の一日の死亡羽数を翌朝までに管轄の家畜保健衛生所に報告する
ハ)ニ。